

# 因幡国の海藻荷札管見

— 釈読訂正と地名の同定 —

## 1 産地明記の海藻の荷札

因幡（木簡の表記は全て因幡）国の貢進物付札は、これまで八上郡と邑美郡を除く5郡、及び国名のみもの計23点のほか、因幡国の可能性が極めて高いもの2点を含めると、計25点の事例がある。二条大路木簡にみえる鮮鮭のように特徴的な貢進もあるが、点数的に多いのは海藻の荷札である。

一方、貢進国のわかる海藻の荷札は70点ほどを数え、その中には産地名を特記した特徴的な荷札があり、従来5カ国の事例が知られていた。阿波国板野郡牟屋海、常陸国那賀郡酒烈埼、下総国海上郡酢水浦、伯耆国河村郡屈賀前、長門国豊浦郡都濃嶋がそれで、国郡名に海・埼（前）・浦・嶋など、特徴的な地形に冠せられた固有名詞を付加する書式となっている。品目は都濃嶋のものが禊海藻、屈賀（前）に海藻とするものが1点あるほかは全て若海藻で、酢水浦・牟屋海・屈賀（前）の例では「御贅」と明記がある。このうち複数の事例があるのは酒烈埼と屈賀（前）のみで、しかも平城宮内裏北外郭官衙の土坑SK820の遺物に集中して見られる傾向があった。

このためこうした産地明記の海藻の貢進について、その起源や歴史的背景についての検討は充分には行われてきていないのが現状である。その中でこのたび既報告の因幡国の海藻の荷札に、これまで知られていない産地と考えられる記載を有する事例を複数見出したので、釈文の訂正旁々報告することとする。

## 2 因幡国気多郡「水前」の海藻貢進

a 因幡国気多郡中男作物海藻大贅壺籠 四斤 水前 =  
=天平五年四月 327×17×3 011 6AFF JD25  
(平城京跡二条大路濠状遺構北SD5300。『平城木簡概報 24』292)

[中男作物カ]  
b 因幡国気多郡□□□□水前海  
(154)×14×4 019 6AAD FL27  
(平城宮跡内裏東大溝SD2700出土。『同 17』197)

[既カ]  
c □国□多郡水前海藻  
(107)×(12)×3 081 6AJB QH29  
(藤原宮跡SD170出土。『藤原宮木簡 3』1194)



図76 因幡国の海藻荷札  
(いずれも赤外画像) 3:5

まず、二条大路濠状遺構北SD5300出土のaは、因幡国特有の中男の労役によって調整した贅の荷札で、数量と年紀の間に「水前」という記載を確認できる。「水前」の記載は、平城宮内裏東大溝出土のbにも「中男作物水前海藻」の語順で認められ、さらに藤原宮東面外濠SD170出土のcにも「□〔既カ〕多郡水前海藻」の語順で登場する。

「水前」は「みずさき」または「みさき」と読み、伯耆国河村郡の「屈賀前」の事例と



図77 伯耆・因幡国境付近の地図（屈賀前・水前の推定地）（国土地理院地図に加筆）

同様に、「水崎（=埼）」という半島状の地形に付けられた地名とみられる。すなわち、「水前」は、気多郡内の海藻の産地の可能性が高く、海藻の荷札の産地明記の6番目の事例に数えることができよう。しかも、大宝令制下であるものの、藤原宮跡出土木簡にも産地明記の事例を初めて見出したことで、産地を特定した貢進が少なくとも大宝令施行時まで遡る歴史的伝統を有することが明らかになった点は重要である。

### 3 因幡国気多郡水前の比定地

因幡国西端に位置する気多郡は、現在は鳥取県鳥取市に属する旧青谷町と旧気高町域にあたる。明治期の地図を調べると、気多郡の日本海沿いには、水に因むいくつかの地名を認めることができる。一つは気高町東端の「水尻池」である。現在は干拓され耕地となっている。もう一つは気高町西辺に位置する「八束水」である。突端の長尾鼻は西に隣接する青谷町に含まれるが、日本海に突き出た岬の東側の付け根の位置にあたり、船磯という漁港が所在する。気多町域の海岸の大半は砂丘であるが、船磯以西は青谷町域にかけては岩礁地帯が連続し、長尾鼻から西へ勝部川を挟んで丸山崎、明神崎、さらに国境を越えて尾後鼻へと岬が続いている。中でも長尾鼻の西側の付け根に展開する夏泊海岸は、断崖や奇岩、洞窟の連なる景勝地で、山陰地方では数少ない海女のいる海岸として知られており、素潜りでワカメを採集しているという（『青谷町誌』1984年など）。

さらに注目すべきは、伯耆国東端に位置する尾後鼻の西の付け根に、かつて久津賀村の地名が残っていたことである。久津賀は8世紀のブランドワカメの産地の一つ、伯耆国河村郡屈賀前の故地とみられる。すなわち、現在のワカメの産地夏泊は、8世紀のワカメの産地屈賀と連続した地域に展開しているのである。

勿論、伯耆国側から国境を越えてワカメ採集が伝播した可能性もなしとはしない。また、夏泊の海女の始まりは文禄年間に筑前国から伝わったともいわれる（『因幡誌』）けれども、ワカメの良好な生育環境がそれ以前からあったことは疑いない。しかも、屈賀のワカメよりも古い8世紀初頭から因幡国気高郡に「水前」と呼ばれるワカメの産地があったことが確認されるのであれば、因幡・伯耆両国の国境付近の入り組んだ海岸線が展開する地域において、当時から両国とも良質のワカメの採集が行われていた可能性が高いとみるべきだろう。

このように、遺存地名としては確認できないものの、今回明らかになったワカメの産地、因幡国気多郡水前の故地としては、青谷町の夏泊付近を想定できると考える。

### 4 郡を越えた高い共通性をもつ幼海藻の荷札

d 因幡国巨濃郡幼海□ 天平八年三月  
371×(10)×5 031 6AFI UO40

（平城京跡二条大路濠状遺構南SD5100。『平城木簡概報 31』418）

e 因幡国気多郡□海藻 壺籠〈大四□〉天平八年三月  
364×13×4 032 6AFI UO11

（平城京跡二条大路濠状遺構南SD5100。『同 22』359）

dは従来品目が充分読めていなかったが、「幼海（藻）」であることが判明した。「幼」は「おさない」の意が共通で「穉」に通じる。読みは「ワカ」＋「メ」であろう。eも郡は異なるが極端に細長い材に字間をゆったりとって楷好な書体で記載するdと瓜二つといってよい木簡である。eとの高い共通性からみると、腐食により明瞭ではないが、dの下部にも浅い台形の切り込みがあった可能性がある。なお、d・eの釈読については、奈良大学の寺崎保広氏のご教示を得た。（渡辺晃宏）